

日野小学校 PTA 会則

第一章 総則

第1条 本会は日野小学校 PTA といひ、事務局を日野小学校におく。

第2条 本会は児童の教育進展のため、学校・家庭・社会が一体となって教育に協力するを以て目的とする。

第二章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 教育の研究
- 2 児童の生活指導
- 3 保健衛生
- 4 教育環境の整備、施設の充実
- 5 父母と教師の懇談、親睦
- 6 その他教育に必要な事業

第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第5条 本会は営利的、宗教的、政党的であつてはならない。

第6条 本会は児童の福祉増進のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第7条 本会は自主独立のものであつて、他のいかなる団体の支配。統制、干渉も受けない。

第8条 本会は学校問題について意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校管理や職員
の人事に干渉するものではない。

第四章 組織

第9条 本会は、日野小学校児童の保護者、教職員並びに本会の趣旨に賛同する者を以て会員とする。

第10条 本会は、次の PTA を含む。

- 1 学級 PTA
- 2 学年 PTA
- 3 支部 PTA

第11条 本会は、目的達成のために次の専門部をおく。

- 1 文化教養部
- 2 広報部
- 3 保健厚生部
- 4 PTA 文庫部
- 5 学級会長会
- 6 支部長会

第五章 役職員

第12条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2～3名 総務 理事 幹事
会計 会計監事 2名

第13条 本会に顧問及び相談役(参与)をおく。

顧問及び相談役は理事にはかつて会長が推薦する。

顧問には歴代会長があたり、相談役(参与)には学校長があたる。

第14条 会長及び副会長は理事会で選出する。

会長は本会を代表し、一切の会務を統括し、理事会を招集し、その議長となる。

第15条 総務、理事、幹事、会計、会計監事の選出は次の通りとする。

- 1 総務は、PTA 正副会長、相談役、幹事、支部長会長、学級会長会会長を以てあてる。
- 2 理事は、各支部 PTA 支部長、各専門部長、委員長、各学級会長をあてる。

- 3 幹事及び会計は、会長がこれを委嘱する。
- 4 会計監事は、理事会において選出する。

第 16 条 役員の任期は 1 か年とする。但し、再任を妨げない。

第 17 条 この他、役員選出に関する細則は、別に定める。

第六章 会議

第 18 条 本会は、毎年定期総会を開き、下記事項を行う。但し、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

- 1 役員の報告
- 2 理事会の処理事項の承認
- 3 会則の報告
- 4 会計の報告
- 5 意見、研究の発表
- 6 その他教育に必要と認める事項

第 19 条 総務会は、会長がこれを招集し、本会事業の全体計画、推進にあたる。

第 20 条 理事会は、会長がこれを招集し、次の事項を決議する。

- 1 会長・副会長の選出
- 2 予算並びに決算の議決
- 3 各種議案の審議、決定
- 4 事業の計画
- 5 総会に代わる緊急決議
- 2 本会・支部及び専門部の事業の企画運営について協議し、その推進をはかる。

第 21 条 幹事は次の事項を担当し、提案、処理する。

- 1 予算書
- 2 決算書
- 3 各種議案の作成
- 4 その他必要な事務

第 22 条 各支部 PTA の諸会合は、支部長がこれを召集し、年間計画または、必要に応じてその事業の推進をはかる。

第 23 条 各専門部会は、専門部長がこれを召集し、年間計画または、必要に応じてその事業の推進をはかる。

第 24 条 各学年、学級 PTA は、それぞれの会長がこれを召集し、年間計画または、必要に応じ、その事業の推進をはかる。

第七章 会計

第 25 条 本会の経費は、会費、事業収入及びその他の収入を以てあてる。

第 26 条 本会の会計監査は、年 1 回以上行い、会計監事がこれにあたる。

第 27 条 本会の会計年度は、学校年度と同じものとする。

第八章 改正・その他

第 28 条 会則の変更は、総会にはかり、出席者の過半数を得るものとする。

第 29 条 この会則施行に必要な細則は、会長が理事会にはかって、別に定める。

付則 この会則は、平成 17 年 12 月 16 日より実施する。

付則 この会則は、平成 25 年 12 月 7 日（平成 25 年第 2 回代議員会）より実施する。